

# グリーンインフラ支援制度集について

このパンフレットは、国土交通省・農林水産省・環境省等の支援制度のうち、グリーンインフラの導入に関連して利用が想定される制度を紹介しています。

全国各地でグリーンインフラに取り組まれている皆様の活動に際して役立つものとなれば幸いです。

## グリーンインフラとは

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。

CO<sub>2</sub>吸収源対策、自然災害の頻発・激甚化への対応、健康でゆとりある生活空間の形成、SDGsに沿った環境と経済の好循環に資するまちづくりなど、多面的な地域課題の解決を図る観点からグリーンインフラの推進が期待されています。

従来から自然環境が持つ機能を活用し、防災・減災、地域振興、環境保全に取り組んできた

### グリーンインフラで 憩う



オープンスペースを活用した健康イベント（東京都立川市）

コロナ禍を契機として、**自然豊かなゆとりある環境で健康に暮らすことのできる生活空間の形成**が一層求められている

### グリーンインフラで つなぐ



地域住民による緑地の維持管理（新潟県見附市）

グリーンインフラは、植物の生育など時間とともに機能を発揮。**地域住民が計画から維持管理まで参画**できる取組

### グリーンインフラで 守る



鶴見川多目的遊水地（神奈川県横浜市）

令和元年東日本台風時に、公園と一体となった遊水地が鶴見川の水を貯留し災害を防止するなど、**気候変動に伴う災害の激甚・頻発化への対応**に貢献

### グリーンインフラで 呼び込む



緑や水が豊かなオフィス空間の形成（東京都千代田区）

SDGs、ESG投資への関心が高まる中、人材や民間投資を呼び込む**イノベティブで魅力的な都市空間の形成**に貢献

**グリーンインフラの活用により、防災・減災、国土強靱化、新たな生活様式、SDGsに貢献する持続可能で魅力ある社会の実現を目指す**

# グリーンインフラ支援制度集掲載リスト

| No | 支援制度名                                                                     | 概要                                                                                                                                                                                                 | 担当省庁                        |
|----|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 1  | 先導的グリーンインフラモデル形成支援                                                        | 地域でのグリーンインフラ実装の取組に民間の参入や投資を加速させることを目指し、地方公共団体を対象に専門家の派遣や先端的な技術を有する企業等とのマッチング等の支援を行う。                                                                                                               | 国土交通省<br>総合政策局<br>環境政策課     |
| 2  | グリーンインフラ活用型都市構築支援事業                                                       | 官民連携・分野横断により、積極的・戦略的に緑や水を活かした都市空間の形成を図るグリーンインフラの整備を支援<br>【事業主体】<br>地方公共団体・民間事業者                                                                                                                    | 国土交通省<br>都市局<br>公園緑地・景観課    |
| 3  | メザニン支援事業                                                                  | 国や市町村が定める特定の区域において行われる防災や環境に配慮した優良な民間都市開発事業に対し、メザニン資金を提供。<br>金融機関の提供するシニアローンと事業者等が拠出するエクイティの間に位置し、一般に調達が難しいとされる、いわゆる「ミドルリスク資金」の長期安定的な調達を支援する。                                                      | 国土交通省<br>都市局<br>まちづくり推進課    |
| 4  | 都市再生推進法人                                                                  | 都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域のまちづくりの中核を担う法人として、市町村が指定する制度<br>【主な業務】<br>都市再生整備計画及び景観計画の提案<br>エリアの魅力・活力を高めるためのエリアマネジメント活動 等                                                                     | 国土交通省<br>都市局<br>まちづくり推進課    |
| 5  | 都市利便増進協定                                                                  | 広場・街灯・並木など、住民や観光客等の利便を高め、まちの賑わいや交流の創出に寄与する施設（都市利便増進施設）を、個別に整備・管理するのではなく、地域住民・まちづくり団体等の発意に基づき、施設等を利用したイベント等も実施しながら一体的に整備・管理していくための協定制度                                                              | 国土交通省<br>都市局<br>まちづくり推進課    |
| 6  | ①社会資本整備総合交付金事業<br>都市再生整備計画事業<br>まちなかウォーカブル推進事業<br>②補助事業<br>まちなかウォーカブル推進事業 | 車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する。<br>【事業主体】<br>交付金：市町村、市町村都市再生協議会<br>補助金：都道府県、民間事業者等 | 国土交通省<br>都市局<br>街路交通施設課     |
| 7  | 社会資本整備総合交付金<br>－都市水環境整備事業<br>－統合河川環境整備事業                                  | 良好な河川環境を保全・復元及び創出することを目的に実施する河川環境整備事業を支援<br>【事業主体】<br>地方公共団体                                                                                                                                       | 国土交通省<br>水管理・国土保全局<br>河川環境課 |
| 8  | かわまちづくり支援制度                                                               | 河川空間とまち空間が融合した賑わいある良好な空間形成を目指す「かわまちづくり」の取組を、ハード・ソフト両面から支援                                                                                                                                          | 国土交通省<br>水管理・国土保全局<br>河川環境課 |
| 9  | 河川空間のオープン化                                                                | 河川敷地の占用は、原則として公的主体（地方公共団体等）に限られており、営業活動を行うことはできないが、平成23年に河川敷地占用許可準則を改正し、一定の要件を満たす場合には、特例として民間事業者等も営業活動を行うことができるようにした。                                                                              | 国土交通省<br>水管理・国土保全局<br>水政課   |

| N o | 支援制度名                                             | 概要                                                                                                                                                                                | 担当省庁                                                                  |
|-----|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 10  | 生態系ネットワークの形成                                      | 生態系ネットワークの形成に寄与する取組に対して支援を行う。<br>【事業主体】<br>地方公共団体・民間事業者等                                                                                                                          | 国土交通省<br>水管理・国土保全局<br>河川環境課                                           |
| 11  | 社会資本整備総合交付金事業<br>防災・安全交付金事業<br>流域貯留浸透事業           | 近年、局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、流域における保水・遊水機能を計画的に確保するため、地方公共団体又は地方公共団体の助成を受けて民間企業等が行う貯留浸透施設の設置を推進することを目的とする。<br>【事業主体】<br>地方公共団体・民間企業等                                           | 国土交通省<br>水管理・国土保全局<br>治水課                                             |
| 12  | 特定都市河川浸水被害対策推進事業                                  | 特定都市河川に指定済み又は指定予定である河川において、流域水害対策計画の策定及び変更を行い、特定都市河川流域で河川の整備、雨水貯留浸透施設の整備、土地利用規制と併せた二線堤の築造や排水施設整備等を計画的・集中的に実施することで、早期に治水安全度を向上させ浸水被害を軽減させることを目的とする。<br><br>【事業主体】<br>地方公共団体・民間事業者等 | 国土交通省<br>水管理・国土保全局<br>治水課                                             |
| 13  | 社会資本整備総合交付金事業<br>防災・安全交付金事業<br>都市山麓グリーンベルト整備事業    | 山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境と景観を保全・創出することを目的に、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を支援<br>【事業主体】<br>都道府県                                                                | 国土交通省<br>水管理・国土保全局<br>砂防部<br>砂防計画課<br>保全課                             |
| 14  | 農山漁村地域整備交付金、<br>社会資本整備総合交付金事業<br>海岸環境整備事業         | 国土の保全とあわせて海岸環境を整備し、もって、安全で快適な海浜利用の増進に向けて支援<br>【事業主体】<br>地方公共団体                                                                                                                    | 農林水産省<br>農村振興局 防災課<br>水産庁防災漁村課<br>国土交通省<br>水管理・国土保全局海岸室<br>港湾局 海岸・防災課 |
| 15  | 農山漁村地域整備交付金、<br>防災・安全交付金事業<br>侵食対策事業              | 海岸侵食により被害が発生するおそれのある地域について支援<br>【事業主体】<br>地方公共団体                                                                                                                                  | 農林水産省<br>農村振興局 防災課<br>水産庁防災漁村課<br>国土交通省<br>水管理・国土保全局海岸室<br>港湾局 海岸・防災課 |
| 16  | 社会資本整備総合交付金／防災・安全交付金<br>新世代下水道支援事業制度<br>(水環境創造事業) | 良好な水循環の維持・回復、情報化社会への対応等、下水道に求められている新たな役割を積極的に果たしていくことを目的として実施する事業                                                                                                                 | 国土交通省<br>水管理・国土保全局<br>下水道部                                            |
| 17  | 環境で地域を元気にする地域循環共生圏プラットフォームづくり事業                   | 地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「地域循環共生圏」づくりに取り組む地域を支援<br>【事業主体】<br>地方公共団体、民間事業者等                        | 環境省<br>大臣官房<br>地域政策課<br>地域循環共生圏推進室                                    |

| N o | 支援制度名                                                                                                                                 | 概要                                                                                                | 担当省庁                                 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 18  | 生物多様性保全推進支援事業<br>(1)重要生物多様性保護地域保全再生<br>(2)広域連携生態系ネットワーク構築<br>(3)地域民間連携促進活動<br>(4)国内希少野生動植物種生息域外保全<br>(5)国内希少野生動植物種保全<br>(6)里山未来拠点形成支援 | 地域における生物多様性の保全再生に資する活動等（ソフト事業）に対し、必要な経費の一部を交付<br>【事業主体】<br>地方公共団体・地域生物多様性協議会・里山未来拠点協議会・民間事業者等     | 環境省<br>自然環境局<br>自然環境計画課<br>生物多様性主流化室 |
| 19  | 生物多様性保全推進交付金<br>エコツーリズム地域活性化支援事業                                                                                                      | 地域が取り組む魅力あるエコツアープログラムづくり等への支援                                                                     | 環境省<br>自然環境局<br>国立公園課<br>国立公園利用推進室   |
| 20  | 森林整備事業、農山漁村地域整備交付金                                                                                                                    | 森林の有する多面的機能の発揮に資するため、植栽、下刈り、間伐、路網整備等を実施                                                           | 林野庁<br>森林整備部整備課                      |
| 21  | 治山事業、農山漁村地域整備交付金                                                                                                                      | 保安林等において荒廃地等の復旧整備等や公益的機能の高い森林の整備・保全を実施                                                            | 林野庁森林整備部<br>治山課                      |
| 22  | 森林・山村多面的機能発揮対策交付金                                                                                                                     | 森林の多面的機能の発揮とともに関係人口の創出を通じ、山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域住民や地域外関係者等による活動組織が実施する森林の保管理、森林資源の活用を図る取組等を支援 | 林野庁<br>森林利用課<br>山村振興・緑化推進室           |
| 23  | 環境保全型農業直接支払交付金                                                                                                                        | 農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援                      | 農林水産省<br>農産局<br>農業環境対策課              |
| 24  | 多面的機能支払交付金                                                                                                                            | 農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るために地域共同で行う農地・農業用水等の地域資源の保全や農村環境の良好な保全に資する活動を支援                                | 農林水産省<br>農村振興局<br>農地資源課              |
| 25  | 水産多面的機能発揮対策交付金                                                                                                                        | 多面的機能の一つである環境・生態系の保全機能として藻場・干潟・内水面等の維持を図るために漁業者等が行う活動を支援                                          | 水産庁<br>漁港漁場整備部<br>計画課                |
| 26  | 水産環境整備事業                                                                                                                              | 水産生物の生活史に対応した藻場・干潟から沖合域までの良好な生息環境空間を創出する水産環境整備を推進。漁場の整備と水域の環境保全対策を総合的かつ一体的に実施                     | 水産庁<br>漁港漁場整備部<br>計画課                |

## ■ 省庁以外の支援制度

| No | 支援制度名          | 概要                                                                                                                                                                                                                                        | 担当省庁                            |
|----|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 1  | 河川基金助成事業       | 河川基金には、「研究者・研究機関部門」「川づくり団体部門」「学校部門」の3部門があり、よりよい“川づくり”に役立つ様々な活動を支援する。                                                                                                                                                                      | 公益財団法人河川財団<br>基金事業部             |
| 2  | 環境研究総合推進費      | 環境研究総合推進費では、「環境研究・環境技術開発の推進戦略（令和元年5月環境大臣決定）」に示された「重点課題」やその解決に資するテーマを提示し、広く産学民官の研究機関の研究者から提案を募り、研究開発を行っている。<br>この重点課題の1つとして、気候変動に伴う自然災害の増加への対応に向け、海岸林等が本来有する防災機能等の生体系機能の評価・解明に加え、生態系をインフラとして捉えた土地利用を含めた国土デザインの提案等のグリーンインフラに関する研究提案を募集している。 | 独立行政法人環境再生<br>保全機構<br>環境研究総合推進部 |
| 3  | 地球環境基金助成事業     | 地球環境基金は、「自然保護・保全・復元」、「森林保全・緑化」、「砂漠化防止」、「環境保全型農業等」、「大気・水・土壌環境保全」など環境保全の11の分野を対象として、助成を通じて団体の活動を支援している。                                                                                                                                     | 独立行政法人環境再生<br>保全機構<br>地球環境基金部   |
| 4  | 耐震・環境不動産形成促進事業 | 民間投資の呼び水となるリスクマネーを供給することにより、耐震・環境性能を有する不動産の開発・建替え・改修に係る資金調達を支援する。                                                                                                                                                                         | 一般社団法人環境不動産<br>普及促進機構<br>企画部    |

# 1 先導的グリーンインフラモデル形成支援

地域でのグリーンインフラ実装の取組に民間の参入や投資を加速させることを目指し、地方公共団体を対象に専門家の派遣や先端的な技術を有する企業等とのマッチング等の支援を行う。

## 事業の概要

### ■制度利用のための主な要件

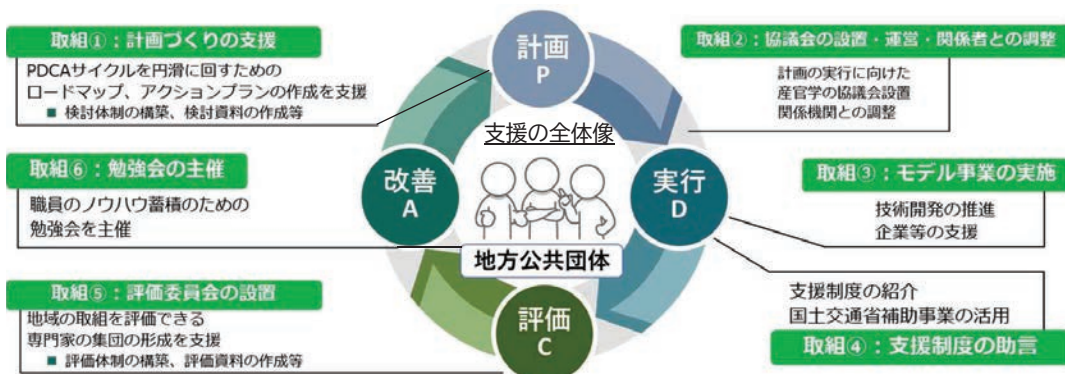
<対象事業者>

- ・地方公共団体

<対象事業>

- ・自然環境（緑、水、土、生物等）が有する多様な機能を活用した取組
- ・ハード（整備）とソフト（地域連携等）を組み合わせた面的な取組
- ・持続的に効果を発揮すると想定される取組
- ・国土交通省の政策や事業との親和性が高い取組

### ■支援内容



- ・応募団体による応募内容に応じて、2段階の支援内容にて支援

#### 【支援メニュー例】

1. 参画団体※のマッチング
2. 推進体制の確保 (1) 市内勉強会※の主催 (2) 推進協議会の設立支援
3. 技術的な検討 (1) 計画・ロードマップ等作成支援 (2) 事業評価・効果測定方法の検討支援 (3) 資金調達スキーム等の検討支援 (4) 活用可能な予算等制度の紹介
4. アドバイザーの派遣（予定） (1) 事業評価の実施 (2) 有識者、ファシリテータの派遣
5. 地域でのイベント支援（予定）

※参画団体：応募団体の取組への支援を希望する事業者のことです。パートナーシップ構築支援によるマッチングにより選定します。

※市内勉強会：グリーンインフラとして事業を推進する際には、事業所管課に加え、市内における複数の関係課が協働して取組むことが求められます。関係者のグリーンインフラに関する基礎的認識を共有するための勉強会として、応募団体の要望に応じて市内勉強会を開催します。

### ■実績（2021年度～2022年度） 支援件数：6件

## 事業具体例

支援自治体：三重県いなべ市

#### ○支援内容

- ・にぎわいの森の効果検証
- ・ファイナンススキームの検討
- ・アドバイザーの派遣
- ・グリーンインフラ推進協議会、推進本部の構築
- ・ロジックモデルWSの企画・実施
- ・地域イベントの実施

#### ○本事業の成果

- ・各種調査及びロジックモデルの作成等によるにぎわいの効果について見える化
- ・市内組織に加え、有識者や金融機関も委員となる外部組織の設立及び、ワークショップの企画・実施等によるグリーンインフラ推進に向けた体制構築
- ・地域イベントの実施による、グリーンインフラの地域への普及啓発



にぎわいの森



## 問合せ先

国土交通省 総合政策局 環境政策課 TEL：03-5253-8111（内線：24334）  
URL [https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo10\\_hh\\_000267.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo10_hh_000267.html)

## 2 グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

官民連携・分野横断により、積極的・戦略的に緑や水を活かした都市空間の形成を図るグリーンインフラの整備を支援することにより、都市型水害対策や都市の生産性・快適性向上等を推進する。

### 事業の概要

- 事業目的 ①公園緑地が有する多様な機能を引き出し、戦略的に複数の地域課題の解決を目指す  
②官民連携による都市公園の整備や民間建築物又は公共公益施設の緑化を総合的に支援

### ■事業スキーム

緑の基本計画等に基づいた目標達成に必要なグリーンインフラの導入計画を策定

【目標と具体的に必要なグリーンインフラのイメージ】

| 目標（例）                | 目標の具体的な内容          | 目標達成に必要なグリーンインフラ         |
|----------------------|--------------------|--------------------------|
| 目標①<br>雨水流出の抑制       | 下水道施設への負荷軽減        | 都市公園の整備<br>レインガーデンの整備    |
| 目標②<br>都市の生産性向上      | 事業実施区域内の店舗出店数・歩行者数 | 建築物の緑化<br>芝生広場の整備        |
| 目標③<br>暑熱対策による都市環境改善 | 夏季における事業実施区域内の気温低減 | 公共公益施設の緑化<br>建築物のミスト付き緑化 |

グリーンインフラの導入計画に基づく官民連携の取り組みをハード・ソフト両面から支援

### ■支援対象

- ◆ 緑や水が持つ多面的機能の発揮を目的とした目標を3つ以上設定し、そのうち2つ以上は定量的な目標であること
- ◆ ①～⑤のうち2つ以上の事業、又は複数の事業主体で取り組むグリーンインフラ導入を支援
  - ◇ グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 : 民間事業者等へ補助（直接補助：1/2）
  - ◇ 都市公園・緑地等事業 : 地方公共団体へ補助（直接補助：1/2、間接補助：1/3）

- ハード**
- ① 公園緑地の整備
  - ② 公共公益施設の緑化
  - ③ 民間建築物の緑化（公開性があるものに限る）※1
  - ④ 市民農園の整備
  - ⑤ 既存緑地の保全利用施設の整備（防災・減災推進型※2に限る）
  - ⑥ 緑化施設の整備（①～⑤の整備を併せて整備することで目標達成に資するものに限る）

※1：脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の25%以上かつ500㎡以上であり、10年以上にわたり適切に管理されるものである場合には、一の事業主体により実施するもの及び非公開のものも対象とする。

※2：防災指針、流域水害対策計画等の防災・減災関連の計画と連携した取組（通常型と異なり、整備目標や内容について整合が求められる行政計画を限定）



- ソフト**
- ⑦ グリーンインフラに関する計画策定
  - ⑧ 整備効果の検証

### 事業実施イメージ

#### 複数の地域課題（例）

- 課題① 豪雨時に浸水する恐れがあり、総合的な治水対策が必要【浸水被害軽減】  
課題② 賑わいある空間づくりが必要【生産性向上】  
課題③ 夏でも滞在できる地域の空間づくりが必要【暑熱対策】

グリーンインフラを戦略的に都市づくりに取り入れ、自然環境が有する機能を社会資本整備や土地利用等にうまく生かすことで、より効果的・効率的に持続可能で魅力ある都市づくりを進めることができる

【拠点的な市街地における事業イメージ】

✓樹木が多く、多様な人材が呼び込む空間を創出

対象エリアのイメージ



### 問合せ先

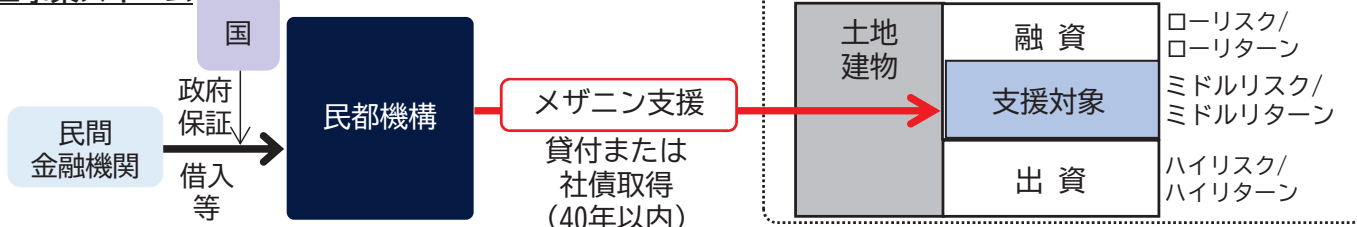
国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 TEL：03-5253-8111（内線：32953）  
URL [https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi\\_parkgreen\\_fr\\_000040.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_fr_000040.html)

### 3 メザニン支援事業

優良な民間都市開発プロジェクトについて、特に調達が困難なミドルリスク資金等の供給の円滑化を図るため、安定的な金利で長資金調達ができる仕組みを機に平成23年度に創設。  
民都機構が政府保証で資金を調達し、民間事業者に対して貸付又は社債取得により支援。

#### 事業の概要

##### ■事業スキーム



##### ■制度利用のための主な要件

###### <対象事業者>

- ・民間事業者

###### <対象区域>

- ・都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）
- ・都市再生整備計画の区域

###### <対象事業>

- ・国土交通大臣の認定を受けた事業であること
- ・広場、緑地等の公共施設整備を伴うこと
- ・事業用地が原則1ヘクタール以上であること
  - ※ 特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域では、0.5ha以上であること
  - ※ 都市再生整備計画の区域では、原則0.2ha（三大都市圏の既成市街地等では0.5ha）以上であること
- ・都市利便施設（駐車場、防災備蓄倉庫等）の整備を伴うこと
- ・環境に配慮した建築物であること（CASBEE Aクラス以上等）
  - ※ 都市再生整備計画の区域では、必須要件でない。
  - ※ 期間20年超の支援については、BELSを取得のうえ、第三者委員会において環境性能が良好と認められた民間都市開発事業が対象となる。
- ・省エネ基準に適合していること。

###### <支援限度額>

- ・次のうち、いずれか少ない額

①総事業費の50%

②公共施設等※1の整備費

（特定都市再生緊急整備地域内は、公共施設等＋整備計画に記載された国際競争力強化施設※2の整備費）

※1：公共施設のほか、都市利便施設（駐車場、防災備蓄倉庫等）、建築利便施設（エレベーター、共用通路等）及び情報化基盤設備※（センサー、ビーコン等、先端的な技術を活用した設備）の整備費用を対象とする。

※2：外国語対応の医療・教育・保育施設、国際会議場施設、研究開発促進施設（新規事業創出促進施設）（床面積1,000㎡以上の施設）を含む。

##### ■実績（2011年度～2022年度）

支援件数：14件、 支援総額：1,316億円

#### 事業具体例

環状第二号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業  
Ⅲ街区建築物等整備事業（東京都港区）

##### ○支援内容

支援先： K2 合同会社、支援額： 100億円

##### ○事業内容

規模： 地上52階建、事業区域面積 17,000㎡、延床面積244,360㎡  
用途： 事務所、店舗、カンファレンス、住宅、ホテル、駐車場  
工期： 2011年4月 ～ 2014年5月



#### 問合せ先

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 TEL：03-5253-8111（内線：30615）  
URL [https://www.mlit.go.jp/toshi/crd\\_machi\\_tk\\_000016.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000016.html)

都市再生特別措置法第118条 - 第123条

## 制度の概要

- ・まちづくりに関する豊富な情報・ノウハウを有し、運営体制・人材等が整っている優良なまちづくり団体に公的な位置づけを与え、あわせて支援措置を講ずることにより、その積極的な活用を図る制度。
- ・都市再生推進法人は、地域のまちづくりの中核的な存在として、エリアの魅力・活力を高めるためのエリアマネジメント活動（公共空間の整備・管理、情報発信、イベントの実施等）を展開することが期待されている。

市 町 村

国・民都機構等

都市再生整備計画  
及び景観計画の提案

普通財産の活用

法人指定

補助金・  
金融支援

都市再生推進法人

民間まちづくり団体

株式会社、社団・財団法人、NPO法人 等

エリアマネジメント活動等の実施

協議会を組織  
・参画可能

市町村都市再生協議会

道路・公園の占用許可申請等  
のサポート等

イベント主催者・出店者等

都市利便増進  
協定等の締結

公園施設設置管理  
協定の締結

地域の土地所有者（民間又は行政）

公園管理者

R2法改正により新たに規定された業務

- ★ 法に基づく指定を受けることにより、団体の信用度・認知度の向上及び公平性の担保
- ★ 指定された団体は、まちづくり活動のコーディネーターや推進主体としての役割を期待

○市町村長は、上記の法人又はまちづくり会社であって、法第119条の業務のいずれかを適正かつ確実に行うことができると認められる団体であれば、都市再生推進法人として指定することができる。

|                    |                                                       |
|--------------------|-------------------------------------------------------|
| 法人設立年月日            | 2018年3月1日                                             |
| 指定年月日              | 2021年4月28日                                            |
| 資本金等               | 資本金 1,000千円                                           |
| 株主・構成団体等<br>(出資割合) | (一社) まち発展機構 (100%)<br>※地区の6町内会、まち協、協同<br>組合で構成される地域組織 |
| 職員数                | 20名 (うち正社員9名)                                         |



地区面積を4割を占める道路空間を歩きやすくす  
ごしやすい場所とするた  
め、ベンチ設置や植栽の  
管理、地上器を活用した  
実証実験、通行止めによ  
る新たなイベントなどを  
展開。

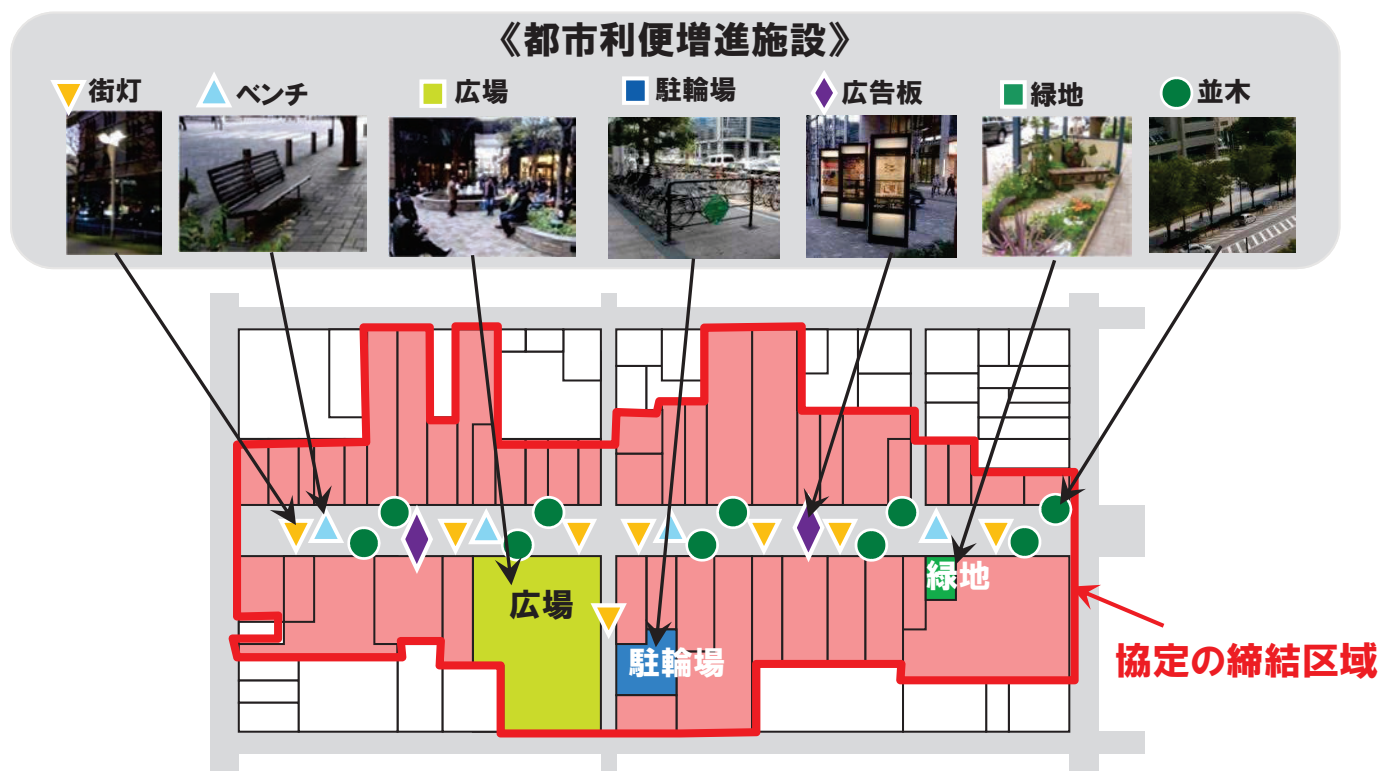
国土交通省 都市局 まちづくり推進課 TEL : 03-5253-8111 (内線 : 32575)  
URL <https://www.mlit.go.jp/toshi/toshisaisei/>

都市利便増進協定は、広場・街灯・並木など、住民や観光客等の利便を高め、まちの賑わいや交流の創出に寄与する施設（都市利便増進施設）を、個別に整備・管理するのではなく、地域住民・まちづくり団体等の発意に基づき、施設等を利用したイベント等も実施しながら一体的に整備・管理していくための協定制度。

### 制度の概要

- ・都市再生整備計画の区域において、まちのにぎわいや憩いの場を創出する広場等について、居住環境の向上にも資するよう、地域住民が自主的な管理のための協定を締結。オープンカフェやフリーマーケット等のイベントを開催。
- ・まちづくり団体も参加し、ノウハウを提供。国・自治体が必要なサポートを実施。
  - ▶地域の実情・ニーズに応じたルールによるまちづくりが実現。
    - ・地域住民等のまちづくり参画の促進、それを通じた満足度の向上。
    - ・公共公益施設の管理を民が行うことで、公共側の財政負担の軽減も期待。

### ■都市利便増進協定の対象区域・施設のイメージ



### ■制度利用のための主な要件

- 協定の対象区域：都市再生整備計画の区域
- 協定の締結者：区域内の土地の所有者・借地権者、建築物の所有者、都市再生推進法人等
- 市町村による認定

### ■協定により定める事項（例）

- まちづくり会社が広場を管理・運営。その際、イベントの開催等、にぎわい創出する取組も併せて推進
- まちづくり会社が広告板を設置し、その管理を行うとともに、広告収入をまちづくり活動に充当。
- ベンチ、緑地などの清掃・補修等を地域住民が自ら実施。 等

### 問合せ先

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 TEL：03-5253-8111（内線：32575）  
URL <https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#riben>

# ①社会資本整備総合交付金事業

## 都市再生整備計画事業—まちなかウォーカブル推進事業

# ②補助事業

## まちなかウォーカブル推進事業

車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する。

### 事業の概要

■事業主体等 【交付金】市町村、市町村都市再生協議会 【補助金】都道府県、民間事業者等 国費率1/2

■施行地区 次のいずれかの要件に該当する地区かつ都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域（当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む）

※ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。

- ① 立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村の、市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場※から半径500mの範囲内の区域等
- ② 観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる市街化区域等外の区域
- ③ 立地適正化計画、広域的な立地適正化の方針等に位置づけられた都市計画区域外の地域生活拠点

### ■対象事業

#### 【基幹事業】

道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、既存建造物活用事業、滞在環境整備事業、エリア価値向上整備事業、計画策定支援事業 等

#### 【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）



### ● 歩きたくなる空間の創出 Walkable

- 街路空間の再構築
- 道路・公園・広場等の整備及び既存ストックの改修・改変
- 道路の美装化・芝生化、植栽・緑化施設や水上デッキの整備等による公共空間の高質化
- 滞在快適性等向上区域を支える周辺環境の整備（フリンジ駐車場、外周道路等の整備）

### ● 歩行者目線の1階をまちに開放 Eye Level

- 沿道施設の1階部分をリノベーションし、公共空間として開放
- 1階部分のガラス張り化等の修景整備

### ● 既存ストックの多様な主体による多様な利活用

#### Diversity

- 官民の土地・施設を一体的に改修し、自由に利活用できるまちなかハブや公開空地として開放
- 公共空間にイベント等で利用できる給電・給排水施設等を整備
- 利活用状況を計測するセンサーの設置や、データを分析・見える化し、まちの情報を発信するシステムの整備

### ● 開かれた空間の滞在環境の向上 Open

- 屋根やトイレ、照明施設、ストリートファニチャー等の整備
- 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査

### 問合せ先

国土交通省 都市局 街路交通施設課 TEL : 03-5253-8111（内線：32848）  
URL [https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_gairo\\_tk\\_000092.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000092.html)

# 社会資本整備総合交付金 －都市水環境整備事業－統合河川環境整備事業

良好な河川環境を保全・復元及び創出することを目的に実施する河川環境整備事業を支援する。

## 支援メニュー

### ■事業目的

汚濁の著しい河川の水質改善、魚類の遡上・降下環境の改善、自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生、河川環境教育の場として又は地域のまちづくりに係る取組みと一体となって治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備

### ■交付対象

都道府県、指定都市、市区町村（指定区間内の一級河川、二級河川等） 国費率 1/3等 対象地域 全地域

### ■対象事業

- 水質改善のために実施される水質浄化を行う事業
- 横断工作物により河川等が分断され、魚類の遡上・降下が困難な区域※において、魚道の整備を行う事業
- 従来の自然環境が著しく阻害されている河川等の特に必要とする区域※において自然環境の保全・復元を行う事業  
※区域には、特定都市河川浸水被害対策法に基づく貯留機能保全区域を含む。
- 河川環境教育の場として利用される「水辺の楽校構想」、地域の取組みと一体となった「かわまちづくり計画」に位置づけられた治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業

## 活用事例

地域 新潟県佐渡市（天王川水系天王川他）  
事業主体名 新潟県  
年度 2005（H17）～2024（R6）（予定）

佐渡島を流れる天王川で、トキの野生復帰に向けた採餌環境確保の取組を行っている。

事業では、生物の多様化を図る河道整備や、河道・近隣ビオトープと連続する湿地環境の整備を進めており①②、トキの飛来も確認されている③。



①整備前



②整備中



③トキの飛来

地域 岐阜県中津川市（木曾川水系千旦林川）  
事業主体名 岐阜県  
年度 2021（R3）～2026（R8）（予定）

千旦林川周辺は、リニア中央新幹線開業に向けて、土地区画整理事業や治水事業と一体的に親水護岸等の環境整備事業を実施している④。令和3年3月に登録された「中津川市かわまちづくり」に基づき、親水性のある広場や回遊可能な川沿いの歩道を整備することで、駅利用者や地域住民が川沿いの駅前広場に集い、賑わいを創出することを目指している⑤。



④整備前



⑤整備後（イメージ）※

※エリアデザインブック（中間とりまとめ）より抜粋

## 問合せ先

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課  
TEL：03-5253-8111（内線：35446）

## 8 かわまちづくり支援制度

河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化、観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した賑わいある良好な空間形成を目指す（令和4年8月末時点：252地区）。

### ソフト施策による支援

- 都市・地域再生等利用区域の指定等による民間事業者等のオープンカフェ等への河川空間の多様な利活用の促進
- 優良事例に関する情報提供や必要な調査等により、計画の実現を支援

#### 都市・地域再生等利用区域の指定の適用事例

水面上遊歩道のイベントや舟運等での活用  
(道頓堀川／大阪市)



河岸緑地へのオープンカフェの設置  
(京橋川／広島市)



#### 先進的な取組の情報提供

民間事業者のエリアマネジメントによる管理・運営  
(信濃川／新潟市)



河川敷広場への新たな賑わい拠点の整備  
(木曽川／美濃加茂市)



### ハード施策による支援

- 治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理用通路や親水護岸等の施設整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援。（市町村、民間事業者が河川空間の利用施設を整備）



河川管理用通路の利用  
(最上川／長井市)



親水護岸の利用  
(新町川／徳島市)

### 問合せ先

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課

TEL : 03-5253-8111 (内線 : 35433)

URL <https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/index.html>

## 9 河川空間のオープン化

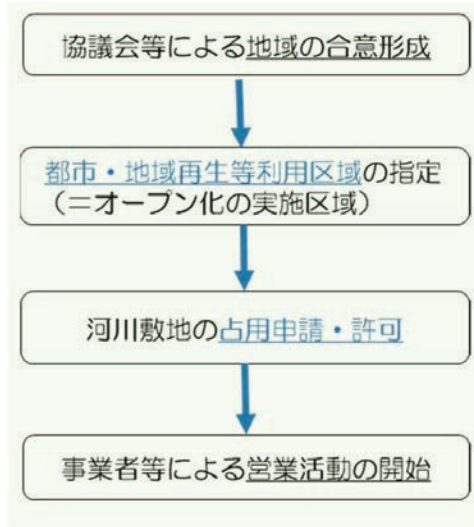
河川敷地の占用は、原則として公的主体（地方公共団体等）に限られており、営業活動を行うことはできないが、「河川空間を積極的に活用したい」という要望の高まりを受け、平成23年に河川敷地占用許可準則を改正し、一定の要件を満たす場合には、特例として民間事業者等も営業活動を行うことができるようになった。

### 事業の概要

#### ■オープン化が適用される要件

- 河川敷地を利用する区域、施設、主体について地域の合意が図られていること。
- 通常の占用許可でも満たすべき各種基準に該当すること。  
(治水上及び利水上の支障がないこと等)
- 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること。

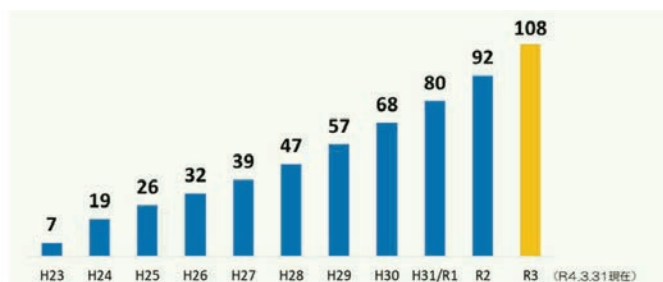
#### ■オープン化の主な流れ



#### ■都市・地域再生等利用区域において占用許可が可能な施設

- ①広場、イベント施設、遊歩道、船着場
- ②前述の施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
- ③日よけ、船上食事施設、突出看板、川床
- ④その他都市・地域の再生等のために利用する施設

#### ■河川空間のオープン化活用実績数（累計）

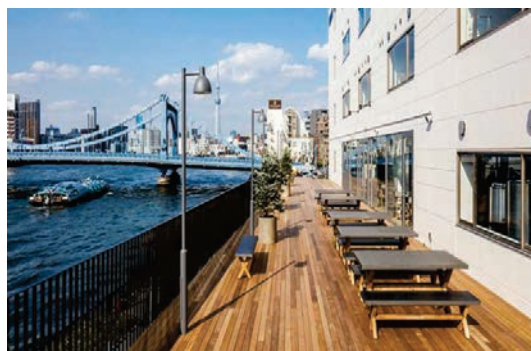


### 活用事例

- ・河川空間のオープン化活用事例集（以下、活用事例集）より抜粋（問合せ先の活用事例集URLより閲覧可）



宮城県名取市 閑上かわまちづくり（名取川）



東京都江東区 隅田川かわてらす®

### 問合せ先

国土交通省 水管理・国土保全局 水政課

TEL：03-5253-8111（内線：35224、35229）

URL：

<https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyau/kasenshikichi/01.html>

活用事例集URL：

[http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai\\_blog/shigenkentou/pdf/jirei\\_kasenkukan\\_2208.pdf](http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shigenkentou/pdf/jirei_kasenkukan_2208.pdf)